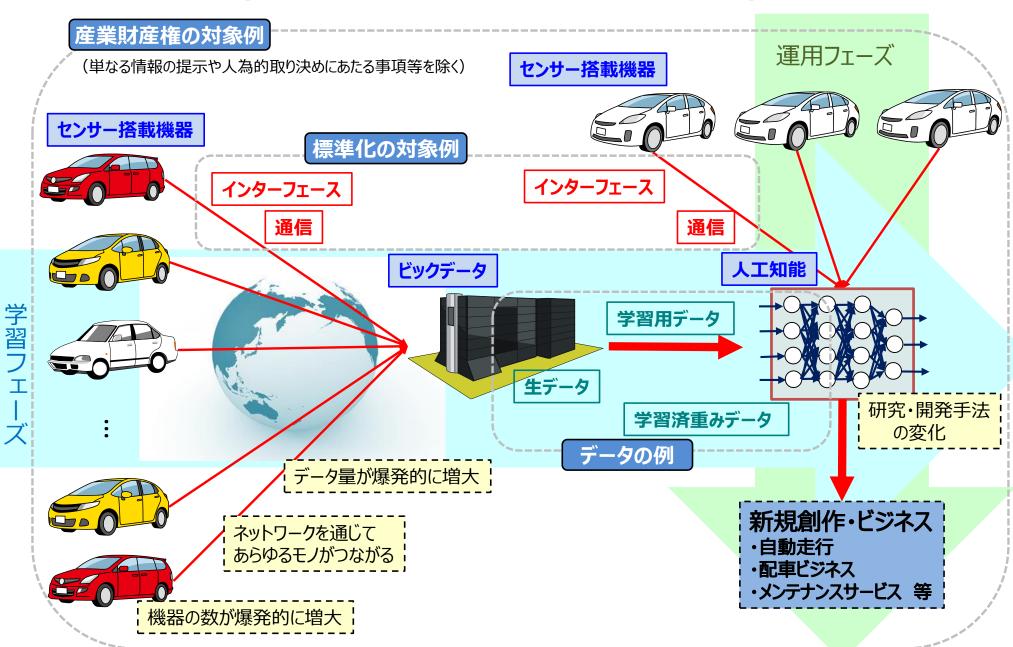
参考資料

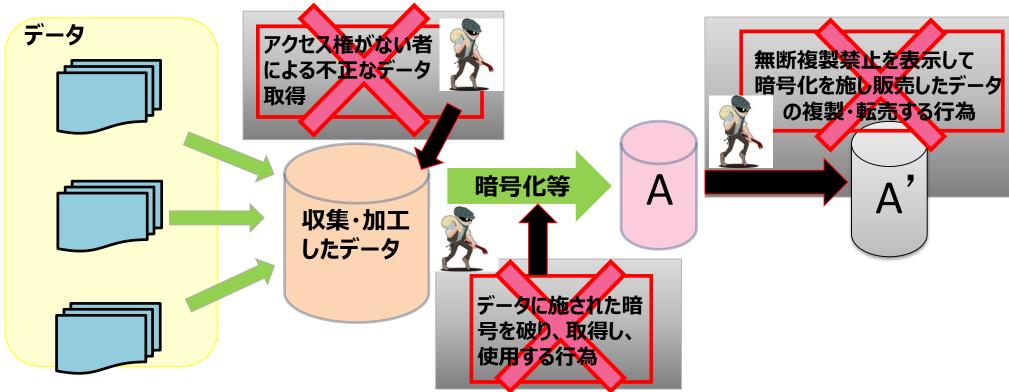
(検討項目詳細等)

I o T俯瞰図 (データ、産業財産権、標準の絡み合い)



● つながることにより新たな付加価値が創出される産業社会(Connected Industries)の実現に向けて、安心してデータをやり取りができ、データの創出・収集・分析・管理などに対しての開発などの投資に見合った適正な対価を得ることができる環境の整備が必要。

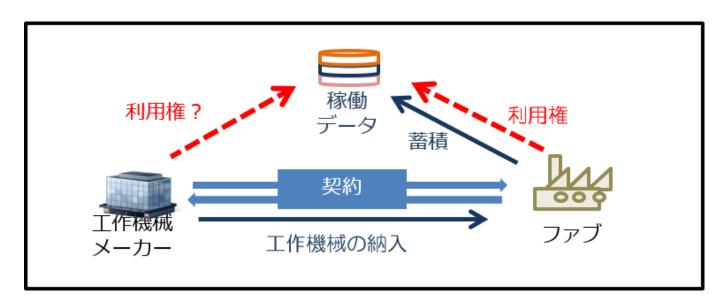
<不正競争の対象として検討する行為のイメージ>



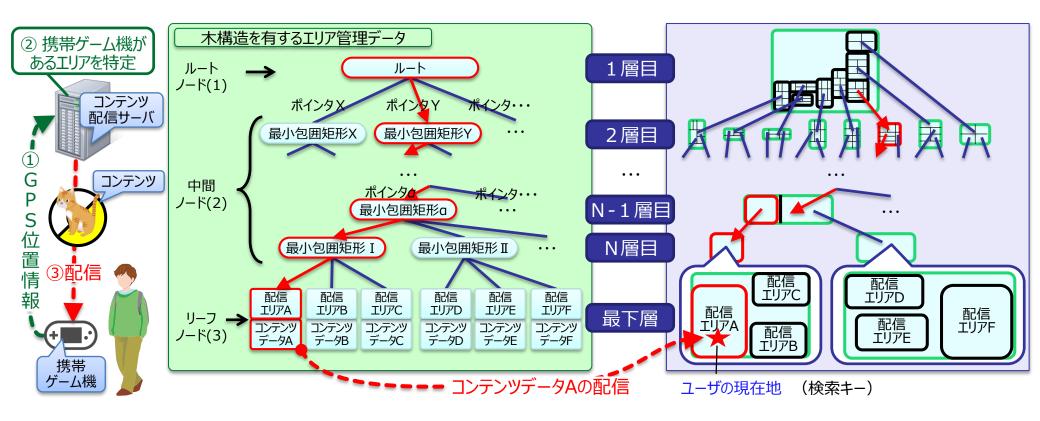
● 1)データの不正取得の禁止、2)データに施される暗号化技術等の保護強化、3)営業秘密として秘密管理しているデータ分析方法等に係る民事訴訟の負担軽減など、不正競争防止法の改正を視野に入れた検討を行う。(産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において検討中)

● データの取扱いに関しては、他者とデータを融通し合う商慣行や取決めが根付いておらず、契約当事者間でのデータを巡る権利関係の整理・明確化も必ずしも進んでいない。

例. 工作機械の稼働データに関する事例



企業間におけるデータの利活用や契約の実態に即した、保護の在り方や契約等のルールについて 検討し、ガイドライン等を策定する。 ■ 構造を有するデータについては、特許の対象となり得るが、具体的にどのような構造を備えれば特 許の対象となるのか、分かりづらい。



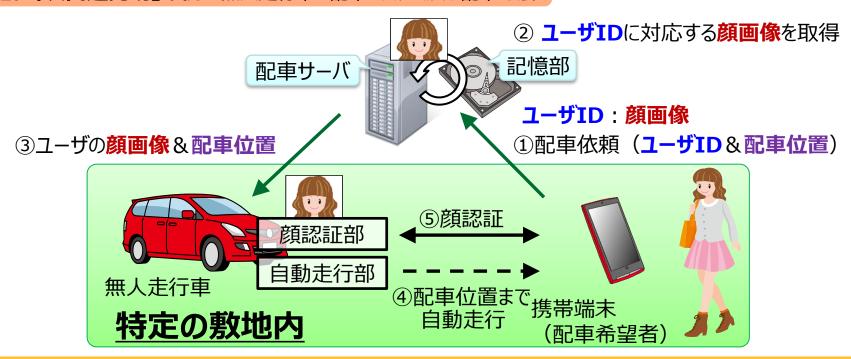
- 審査での判断手法を示すべく、審査ハンドブックでわかりやすい事例を公表済(平成29年3月)。
- 今後も権利取得の予見性を高める取組を行う。

IoTを活用したビジネスモデルを支える知財システムの在り方 <報告書Ⅲ.2(2)>

- どのようなビジネス関連発明が特許されるのか、取得した特許をどう活用すればいいのか分かりづらい。
- IoT化はあらゆる技術分野に及ぶため、先行技術調査や審査の困難性が増している。

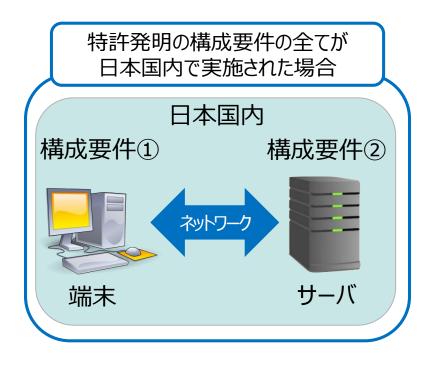
「ビジネス関連発明」の例:無人走行車の配車システム及び配車方法

出典:特許・実用新案審査ハンドブック付属書B第1章 事例〔2-9〕



- ソフトウェア関連発明に係る審査基準の点検を行う。(平成29年度中)
- IoTを活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理を行う。(平成29年度中)
- IoT関連技術用に新設した特許分類を特許文献に対して着実に付与する。
- 分野横断的なIoT関連発明に対応するため審査体制を整備する。(平成29年度中)

特許発明の構成要件の一部が日本国外(例 国外サーバ)で実施された場合に、 特許権侵害に該当しないと判断されるおそれがある。



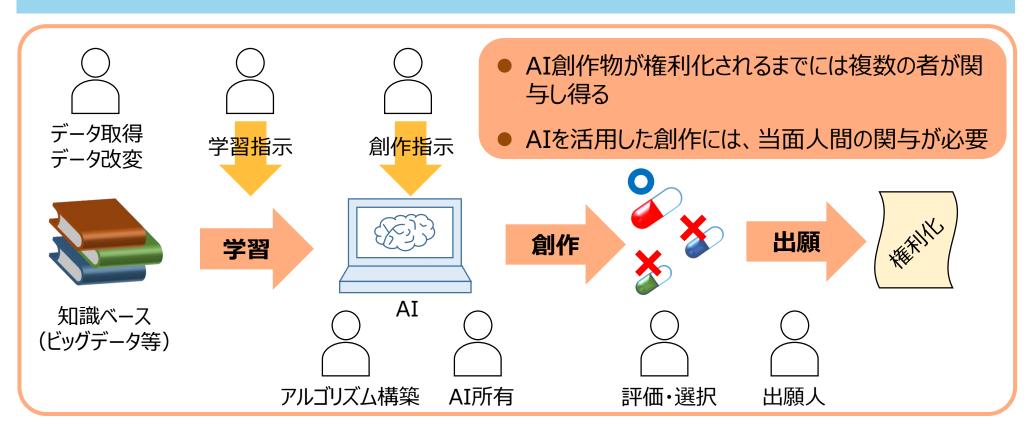


- 厳格な属地主義にとらわれずに、特許発明の実施地が日本国内であると柔軟に解釈することが 考えられる。
- 他国における法適用の状況や、今後の裁判例の蓄積等を注視しつつ、引き続き検討を行う。

将来的なAIによる発明等の産業財産権上の取扱いの明確化

<報告書Ⅲ.2(4)>

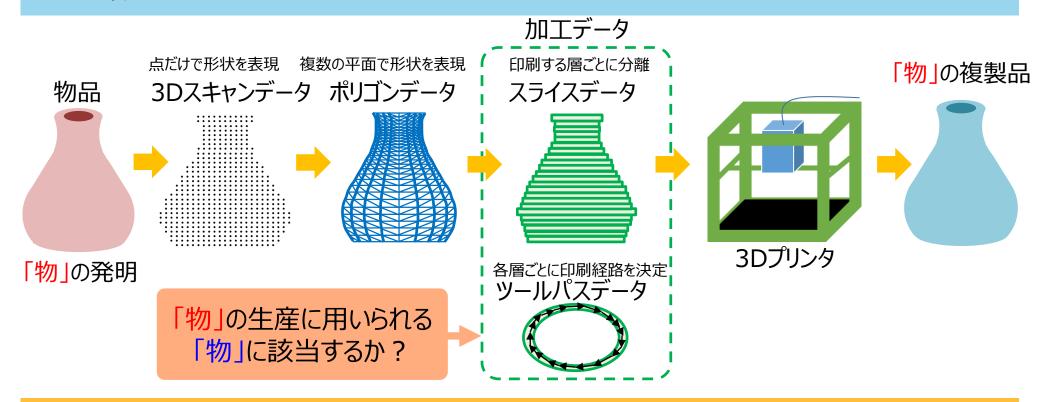
AIの技術進展により人間の関与が小さくなった創作に関し、成果物として得られた発明等の取扱いや、発明者の特定等について、論点を整理する必要がある。



- AIを活用した創作には、現時点では人間の関与が必要であり、現行法で保護し得る。
- AIが自律的に創作するというようなパラダイムシフトが現実になると見込まれた時点で、改めて制度の在り方の検討を行う。

3Dプリンティング用データの産業財産権上の取扱いの明確化 <報告書II.2 (5) >

● 産業財産権を有する物品が3Dデータを介して複製された場合、三次元データの作成者等に対し、 間接侵害を訴えることができるか否かを整理する必要がある。



- ■「プログラム等」に該当する3Dデータは、保護の客体にも、間接侵害を構成する「物」にもなりうる。
- データ・データ構造については、審査での判断手法を示すべく、審査ハンドブックでわかりやすい事例を公表済(平成29年3月)。
- 今後、社会的なニーズが高まった場合には、必要な措置について検討を行う。

標準必須特許を始めとする多様な特許紛争の迅速・簡便な解決①

〈報告書Ⅲ.2(6)>

- IoTの普及に伴い、様々なつながりが増加する中、知財(特に情報通信技術を利用する分野)の管理コストが増大するおそれ。米国では、パテント・トロール※による濫用的な権利行使が社会問題化 ※パテント・トロール:ライセンス料や高額な和解金を得ることを目的とした権利行使をビジネスとする者
- つなげる社会インフラの一部を構成する規格について、その実施に必要な特許をめぐる紛争が多発・長期化すれば、経済・産業に悪影響が及ぶおそれ

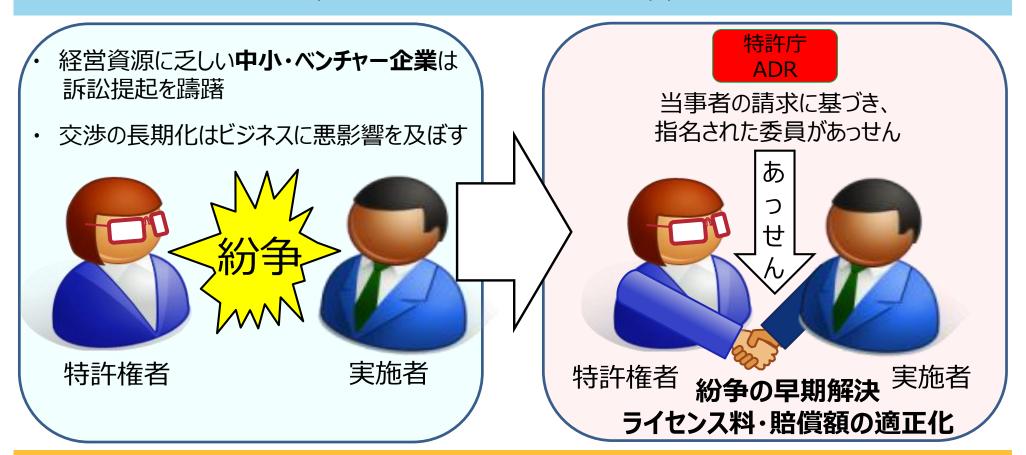


● 標準必須特許をめぐる紛争を対象とし、行政が適正なライセンス料を決定するADR[※]制度(標 準必須特許裁定)の導入を検討。※ADR (Alternative Dispute Resolution): 調停、あつせん等の、裁判以外の方法による紛争解決手段

標準必須特許を始めとする多様な特許紛争の迅速・簡便な解決②

〈報告書Ⅲ.2(6)>

- IoTの普及に伴い、中小・ベンチャー企業を含む多様な企業間の連携が増加する中、知財の管理コストが増大するおそれ
- 特に、中小・ベンチャー企業は、交渉や訴訟への対応に当たり困難に直面する可能性



ライセンス契約や特許権侵害紛争を対象とし、中小企業等が使いやすいADR[※]制度(あっせん)について、民間ADR(日本知的財産仲裁センター等)との関係を整理した上で、制度設計を検討。
 ※ADR (Alternative Dispute Resolution):調停、あっせん等の、裁判以外の方法による紛争解決手段

新市場創造型標準化制度や国立研究開発法人を活用した業種横断プロジェクトの推進

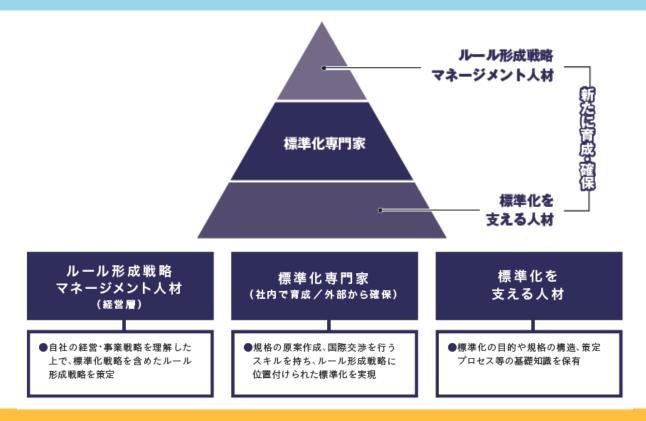
研究開発から標準化等が並行的に推移する中、①標準化の対象拡大(システム分野への広がり)、②標準獲得手法の複線化(デジュール+フォーラム/コンソーシアム、デファクト)に対応する必要がある。

今後の標準化体制 従来の標準化体制 ✓ 団体中心の標準化提案(縦割り、業界のコンセンサス重視) ✓ 企業単体や、業種を超えた企業群からの標準化提案を推進 ✓ サービス分野の標準化が限定的 ✓ サービス分野の標準化を推進 ⇒ 標準化スピードの加速化、より事業戦略に沿った規格策定 ISO/IEC ISO/IEC 日本代表として 参加 日本工業標準調查会 (経済産業省) (経済産業省) 提案 新市場創造型標準 化制度の活用 業界団体 業界団体 各業界団体に参加 企業 企業 サービス部門企業 業種を超えた企業群 サービス部門企業 企業単体 (工業系中心) の参加は限定的 (システム分野)

■ 「新市場創造型標準化制度」の活用や、国立研究開発法人を活用し、業種横断プロジェクトとして 組成すべき案件の検討を行う等、官民の標準化体制を強化する。

国際標準化を推進するための体制・人材育成の在り方 <報告書II.3(2)>

欧米の戦略的な標準化や新興国の対応に対抗するため、標準化人材を確保・育成する必要がある。



- 産学官から構成される標準化官民戦略会議の下に設置された標準化人材育成WGにおいて策定した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」(平成29年1月)等に基づき標準化人材育成の取組の強化する。
- 標準関連業務に関与する知財に関する専門家としての弁理士の役割を明確化する。

● 第四次産業革命の下で中小・ベンチャー企業等を取り巻くビジネス環境は変化

課題	対応策
IoT化に対応したビジネスに必要な特許を 国内外で取得できていない知財の重要性に関する認識が不十分	• 「地域知財活性化行動計画」(2016年9月 策定)に基づいた、国内外での特許取得支援 や、相談から出願、侵害対策まで一体となった 海外展開支援の活用促進
• 技術競争力の獲得による市場拡大	• 新市場創造型標準化制度を利用した迅速な標準化の実現により、市場拡大を支援
・ 中小・ベンチャー企業と大企業との連携促進	 知財のマッチング等の推進 連携の際の留意点や連携で生じた懸念等に関する相談を知財総合支援窓口で受付 営業秘密の保護・管理に関する普及啓発 大企業が中小・ベンチャー企業との積極的な連携を通じて挙げた顕著な実績を知財功労賞の選考に反映

第四次産業革命に対応するための支援にあたっては、中小・ベンチャー企業等の実情を考慮する。